

住宅に関する状況通知書

(不動産媒介業者等記載欄)

振込先となる賃貸人(不動産媒介業者様など)の情報をご記入ください。 ※賃貸人であることを賃貸借契約書の写しで確認させていただきます。

する以下について通知します。 事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係 公署から情報を求めることを同意します。

年 月 日

(商号又は名称)

フリガナ (代表者名)

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※賃貸人が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引事業者のみ記載してください。

入居者・入居物件の情報をご記入ください。

との確認事項

生活困窮者自立支援法に定める暴力団員等による自治体事務マニュアル第7の13(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者について

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身・複数(名)
入居開始年月日	年 月 日(年 月 日までの月 日間)

入居している賃貸住宅について

名称(部屋番号)	(号室)
所在地	
月額家賃	円(共益費・管理費除く)

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上回とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 対象にならないため、家賃には含めずに記載。

※4 この事項に該当する場合は、この場合に限り、入居開始日欄の()内に、入居開始日から契約満了

※5 また、裏面の振込先の記入を

や納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに 料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかに

チェックすること。 なお、支払方法にクレジットカードや納付書払い等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払方法は不可。

賃料の支払いは、クレジットカードや納付書払い、また家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定している。

上記に記載されているクレジットカード払い等とすることができるが、途中変更ができない。 とすることができるが、変更手続きに時間を要する(月から変更可能)

上記に記載されている賃貸人(不動産媒介業者様など)の振込先をご記入ください。

【ご注意ください】 フリガナを省略されると振り込みができません。 正確にご記入ください。

貸主が

業者

フリガナ

口座名義

金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

(金融機関コード:)

(支店コード:)

普通・当座

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○上記の場合であっても、住居確保給付金の振込先の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれる場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式1-3の提出により、変更後の口座に振り込むことについて同意します。また、貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することについて同意します。

表面の※5にチェックをしている場合は、こちらに申請者の振込先をご記入ください。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	(金融機関コード:)
		支店名	(支店コード:)
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】
年 日 日

氏名.....
住所.....
電話番号.....

申請者ご本人様の氏名・住所などをご記入ください。

賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を「市川市生活困窮者自立相談支援機関」に提出してください。

(参考)生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第7の13(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

【暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成員団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。】